

第 8 章 消防

○木曾広域消防本部及び消防署の設置等に関する条例

〔平成 11 年 4 月 1 日
条例第 37 号〕

改正 平成17年2月1日 条例第3号
平成17年3月1日 条例第8号
平成17年11月1日 条例第20号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域については、この条例の定めるところによる。

(消防本部及び消防署の設置)

第 2 条 消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

(消防本部の名称及び位置)

第 3 条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 木曾広域消防本部
位 置 木曾郡木曾町福島 3,737 番地

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称 木曾消防署
位 置 木曾町福島 3,737 番地
管轄区域 木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村
受託区域 旧木曾郡檜川村の区域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 1 日条例第 20 号）

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。